

平成29年鎌ケ谷市農業委員会第11回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成29年鎌ケ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ケ谷市役所502会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成29年12月4日 午後3時50分

2 出席委員

農業委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 欠席委員

農業委員 1名

7. 浅海 博行 委員

4 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農用地利用集積計画について	1件
議案第2号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について	1件
議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	3件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について	2件
報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について	4件
報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について	4件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件

6 開 会 午後3時50分

葛山 議長 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、平成29年鎌ケ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

2番古川和昭委員

3番石原和弘委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は、第1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長 議長
葛山 議長 8番、石井栄一班長
石井 班長 第1班の現地調査の報告をいたします。
平成29年11月28日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農用地利用集積計画について1件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について3件の計4件です。
第1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で第1班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
垣岡 次長 議長
葛山 議長 垣岡次長
垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号1をご説明いたします。
本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成29年11月22日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。
計画は、畑1筆、農地面積を2,000平方メートルから6,473平方メートルに拡大し、期間を5年間から3年間に変更したうえ、使用貸借権の設定を更新するものです。
また、利用権の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしています。
以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。
鈴木 委員 議長
葛山 議長 10番、鈴木有光委員

- 鈴木 委員 議案第1号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。
現地は、畑1筆、面積6,473平方メートルの普通畑です。
本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新時に合わせて面積を
拡張し、使用貸借による3年間の利用権の設定を行おうとするものです。
調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしくお願
いいたします。
以上で報告を終わります。
- 葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)
- 葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。
それでは、採決をいたします。
議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のな
い方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。
- 葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の
設定について、を議題といたします。
- 葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
- 垣岡 次長 議長
- 葛山 議長 垣岡次長
- 垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。
議案第2号農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定につい
て、を説明いたします。
農地法3条では、農地の所有権移転や貸し借りをを行う場合は、譲受人の資格要
件として、北海道を除き、取得後の農地面積の合計が50アール以上でなければ
ならないとされていますが、これを下限面積と言います。
この下限面積にとらわれず、別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第
17条第1項に基づき、自然的、経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と
認められる地域であること、面積は10アール単位で、10アール以上であるこ
と、定めようとする面積未満での営農者が設定地域内の40パーセントを下らな
いことと規定されています。
また、第2項では遊休農地が多い場合に、新規就農促進の必要性がある場合の
特例が規定されています。
なお、下限面積につきましては、国からの通知により、毎年設定又は修正の必
要性を検証し審議することとされています。
当市の状況ですが、第1項関係は、市内の農家で50アール以上の農地を耕作
している農家が、全農家の約7割を占めており、また、第2項関係につきまして

は、市内の遊休農地率が0.5パーセントと低い現状にあります。

このことから、昨年に引き続き、対象地区を市内全域とし、下限面積を50アールとして別段の面積設定は必要ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

葛山 議長 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から3までは、関連していますので一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、審議番号1から3までを一括審議といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページから6ページまでをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から3までを説明いたします。

本案3件につきましては、松戸税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は平成30年3月20日です。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

葛山 議長 6番、奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から3について一括して報告いたします。

審議番号1は、北初富地区の対象者の自宅周辺4箇所であり、普通畑の一部に農業用倉庫がありましたが、梨及び普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号2は、北初富地区の対象者の自宅周辺2箇所であり、普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号3は、軽井沢地区の対象者の自宅前にあり、普通畑として適切に耕作されてきました。

いずれも、自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号から報告第4号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の8ページから9ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について4件の計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年12月28日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古 川 和 昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石 原 和 弘